令和５年６月１４日
室蘭市教育委員会

室蘭市民俗資料館の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針

１　基本的な考え方

室蘭市民俗資料館（以下「資料館」という。）においては、現在、エンルム遺跡発掘調査等により出土したアイヌ遺骨及び当該遺骨と一対一で対応する副葬品（以下「アイヌ遺骨等」という。）を保管している。

このアイヌ遺骨等については、発掘・発見された出土地域が明らか（以下「出土地域特定遺骨等」という。）であることから、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（国連総会第６１会期２００７年９月１３日採択（国連文書Ａ／ＲＥＳ／６１／２９５　附属文書））の関連条項を参照しつつ、「アイヌ遺骨の返還・集約に係る基本的な考え方について」（平成２５年６月１４日政策推進作業部会報告）、「個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン」（平成２６年６月２０日閣副第３６３号、２６文科振第１２６号）、「大学の保管するアイヌ遺骨等の出土地域への返還手続に関するガイドライン」（平成３０年１２月閣副第８３１号、３０文科振第３３６号、国北総第９１号。以下「地域返還ガイドライン」という。）及び「博物館等の保管するアイヌ遺骨等の取扱いについて」（令和４年７月１５日４文庁第１６００号）を考慮するとともに、アイヌの精神文化、アイヌの人々の心情等を踏まえて、出土地域に居住するアイヌの人々を中心に構成された団体（以下「出土地域アイヌ関係団体」という。）に出土地域特定遺骨等を返還すること及びアイヌの人々による尊厳ある慰霊を実現することを目的とする。

なお、今後室蘭市で発掘調査により発見され、資料館で保管されることとなったアイヌ遺骨等については、本取扱方針および「北海道内の埋蔵文化財調査により発見された遺骨等の取扱方針」（令和５年３月２７日北海道教育委員会教育長決定）に準じることとする。

２　情報の周知

資料館の保管するアイヌ遺骨等の情報は、アイヌの人々のプライバシー、心情等を尊重しつつ、資料館のホームページにおいて、１か月間公表する。

３　地域への返還手続きについて

上記２により、情報の周知を行った後、地域返還ガイドラインを考慮して出土地域に居住するアイヌの人々を中心に構成された団体（以下「出土地域アイヌ関係団体」という。）に、出土地域特定遺骨等の出土地域への返還（以下「地域返還」という。）を行うものとする。

⑴　地域返還の申請

ア　出土地域特定遺骨等の地域返還を希望する者は、室蘭市教育委員会生涯学習課を受付窓口として、「室蘭市民俗資料館の保管するアイヌ遺骨等返還申請書」（様式第１号）により申請するものとする。

イ　出土地域特定遺骨等の地域返還の申請を受け付ける期間は、上記２による情報の周知期間とする。

⑵　出土地域アイヌ関係団体の確認

ア　上記⑴の申請を受理した場合、出土地域特定遺骨等に関する情報及び申請者から提出のあった書面等を総合的に勘案し、申請者が返還の対象として適切な出土地域アイヌ関係団体であるか確認する。

イ　上記２の情報周知期間内に複数の団体から申請があった場合、各申請者が当該出土地域特定遺骨等の返還の対象として適切な出土地域アイヌ関係団体であるか確認し、いずれも適切な団体と認められた場合、室蘭市民俗資料館は必要に応じて申請者間での協議を求め、その結果を勘案して、適切な出土地域アイヌ関係団体であるかを判断する。

ウ　上記ア又はイにおいて、申請者が適切な出土地域アイヌ関係団体であることを確認できた場合には、地域返還の申請があったことをホームページで周知し、当該申請に係る反対意見等を「室蘭市民俗資料館の保管するアイヌ遺骨等返還申請に係る反対意見等提出書」（様式第２号）により受け付ける。

エ　上記ウの反対意見等を受け付ける期間は、上記ウの周知より１か月とする。

オ　室蘭市民俗資料館は、反対意見等があった場合には、申請者にその旨を通知するとともに、反対意見等の内容に照らして必要があると認める場合には、申請者及び反対意見等を提出した者（以下「申請者等」という。）に対し、当事者間における話合い及びその結果の報告を求めるものとする。

カ　申請者が出土地域アイヌ関係団体として適切な者であることの確認ができなかった場合又は、上記オの話合いの結果等を勘案しても、適切な出土地域アイヌ関係団体と確認できなかった場合には、その旨を申請者等に通知する。

キ

⑶　地域返還の実施方法

ア　上記⑵により、出土地域アイヌ関係団体を特定した場合には、当該出土地域アイヌ関係団体に、その旨を通知するとともに、協議の上、出土地域特定遺骨等の地域返還について、引渡日時、場所及び方法等を決定することとする。

イ　出土地域アイヌ関係団体との上記アの決定に関する合意は、書面をもって行うこととする。

ウ　上記イの合意に基づき、出土地域アイヌ関係団体に当該出土地域特定遺骨等の地域返還を行うこととする。また、地域返還に当たっては、尊厳をもって扱うよう十分配

慮する。

(4)　返還申請がなかった場合

4　慰霊施設への保管及び保管の継続

次のいずれかに該当する出土地域特定遺骨等は、国と協議の上、国が北海道白老郡白老町に整備する民族共生象徴空間（ウポポイ）を構成するアイヌ遺骨等の慰霊及び管理のための施設（以下「慰霊施設」という。）において保管することとする。

ア　情報の周知から１ヶ月間地域返還の申請がなかった場合

イ　出土地域特定遺骨等の返還の申請があったものの、適切な出土地域アイヌ関係団体であると特定に至らなかった場合

別記様式１

令和　　年　　月　　日

室蘭市民俗資料館の保管するアイヌ遺骨等返還申請書

室蘭市教育委員会
　生涯学習課　御中

申請団体　名称

代表者の役職・氏名（ふりがな）

郵便番号
住所
電話番号
E－mail

　室蘭市民俗資料館の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針３（１）の規定に基づき、下記のとおりアイヌ遺骨の返還を申請します。

記

１　返還を求めるアイヌ遺骨等について

□　昭和 44 年（1969）に室蘭市絵鞆町（エンルム遺跡 A 地区 3 号）において発見されたアイヌ遺骨等
□　昭和 44 年（1969）に室蘭市絵鞆町（エンルム遺跡 A 地区 13 号）において発見されたアイヌ遺骨等
□　昭和 44 年（1969）に室蘭市絵鞆町（エンルム遺跡 A 地区 14 号）において発見されたアイヌ遺骨等
□　昭和 43 年（1968）に室蘭市崎守町（崎守 2 遺跡第 1 号）において発見されたアイヌ遺骨等
□　昭和 43 年（1968）に室蘭市崎守町（崎守 2 遺跡第 2 号）において発見されたアイヌ遺骨等
□　昭和 37 年（1962）に登別市鷲別町（鷲別 3 遺跡）において発見されたアイヌ遺骨等

□　昭和 37 年（1962）に室蘭市絵鞆町において発見されたアイヌ遺骨
※　別紙参照の上、返還を求める遺骨等を選択してください。

２　申請団体の構成員について

ふりがな 氏名	住所	当該地域との縁
（代表者）		

※　団体の構成員が 10 名を超える場合は、役員等 10 名について氏名、住所、当該地域との縁を記載の上、欄外に「ほか○名」と記載してください。
※　返還を求める出土地域特定遺骨等が発掘・発見された市区町村に居住していないアイヌの方のみ、当該地域との縁を記入してください。

申請代表者確認提出書類のお願い（下記のいずれか１つについて、写しを提出してください。）
□運転免許証　　□　個人番号カード（写真付き住民基本台帳カードを含む）
□旅券（パスポート）　□健康保険、国民健康保険または船員保険等の被保険者証
□その他上記に上げる以外の本人確認書類（記入欄　　　　　　　　　　　）

３　返還後の取扱（予定）について

（１）祭祀供養方法（いずれか１つを選択の上、予定している具体的な方法について記載してください。）

□納骨・保管　　□埋葬　　□その他（記入欄　　　　　　　　　　）

○具体的な方法について（納骨予定施設・埋葬予定地点については必ず記載してください。）

記入欄

（２）火葬予定の有無

□有り　　□無し　　□不明

４　個人情報の取扱いについて（承諾の場合はチェックを記載してください。）

□　出土地域アイヌ関係団体として適切かどうか確認するために、記載内容について関係機関等と共有することを了承します。

□　室蘭市民俗資料館の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針３（２）に基づき反対意見があった場合、申請代表者の氏名、電話番号及びE-mailアドレスを、反対意見等を提出した団体の代表者に伝えることを了承します。

別記様式２

令和　　年　　月　　日

室蘭市民俗資料館の保管するアイヌ遺骨等返還申請に係る反対意見等提出書

室蘭市教育委員会
　生涯学習課　御中

提出団体等　名称（団体の場合）

代表者の役職・氏名（ふりがな）

郵便番号
住所
電話番号
E－mail

　室蘭市民俗資料館の保管するアイヌ遺骨等の取扱方針３（２）の規定に基づき、下記のとおりアイヌ遺骨等の返還について反対意見等を提出します。

記

１　反対意見等を提出するアイヌ遺骨等について

□　昭和 44 年（1969）に室蘭市絵鞆町（エンルム遺跡 A 地区 3 号）において発見されたアイヌ遺骨等
□　昭和 44 年（1969）に室蘭市絵鞆町（エンルム遺跡 A 地区 13 号）において発見されたアイヌ遺骨等
□　昭和 44 年（1969）に室蘭市絵鞆町（エンルム遺跡 A 地区 14 号）において発見されたアイヌ遺骨等
□　昭和 43 年（1968）に室蘭市崎守町（崎守 2 遺跡第 1 号）において発見されたアイヌ遺骨等
□　昭和 43 年（1968）に室蘭市崎守町（崎守 2 遺跡第 2 号）において発見されたアイヌ遺骨等
□　昭和 37 年（1962）に登別市鷲別町（鷲別 3 遺跡）において発見されたアイヌ遺骨等

□　昭和 37 年（1962）に室蘭市絵鞆町において発見されたアイヌ遺骨
※　別紙参照の上、返還を求める遺骨等を選択してください。

２　提出団体の構成員について

ふりがな 氏名	住所	当該地域との縁
（代表者）		

※　団体の構成員が 10 名を超える場合は、役員等 10 名について氏名、住所、当該地域との縁を記載の上、欄外に「ほか○名」と記載してください。
※　返還を求める出土地域特定遺骨等が発掘・発見された市区町村に居住していないアイヌの方のみ、当該地域との縁を記入してください。

申請代表者確認提出書類のお願い（下記のいずれか１つについて、写しを提出してください。）
□運転免許証　　□　個人番号カード（写真付き住民基本台帳カードを含む）
□旅券（パスポート）　□健康保険、国民健康保険または船員保険等の被保険者証
□その他上記に上げる以外の本人確認書類（記入欄　　　　　　　　　　　　　　）

3　反対意見等について

（1）反対意見等の内容（いずれか１つを選択してください。）

□　自団体等への返還を希望する→「４返還後の取扱（予定）について」を記入してください。

□　北海道白老郡白老町の象徴空間慰霊施設への保管を提案する。

□　引き続き室蘭市民俗資料館での保管を提案する。

□　その他（記入欄　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

（2）反対意見等を提出する理由

記入欄

4　返還後の取扱（予定）について

３（1）において「自団体等への返還を希望する」を選択した団体のみ記入してください。

（1）祭祀供養方法（いずれか１つを選択の上、予定している具体的な方法について記載してください。）

□　納骨・保管　　□　埋葬　　□　その他（記入欄　　　　　　　　　　　　）

○具体的な方法について（納骨予定施設・埋葬予定地点については必ず記載してください。）

記入欄

（2）火葬予定の有無

□　有り　　・　　□　無し　　・　　□　不明

5　個人情報の取扱について（承諾の場合はチェックを記載してください。）

□　反対意見等の内容を検討するために、記載内容について関係機関等と共有することを了承します。

□　提出者のの氏名、電話番号及びE-mailアドレスについて、既に返還申請のあった団体の代表者に伝えることを了承します。